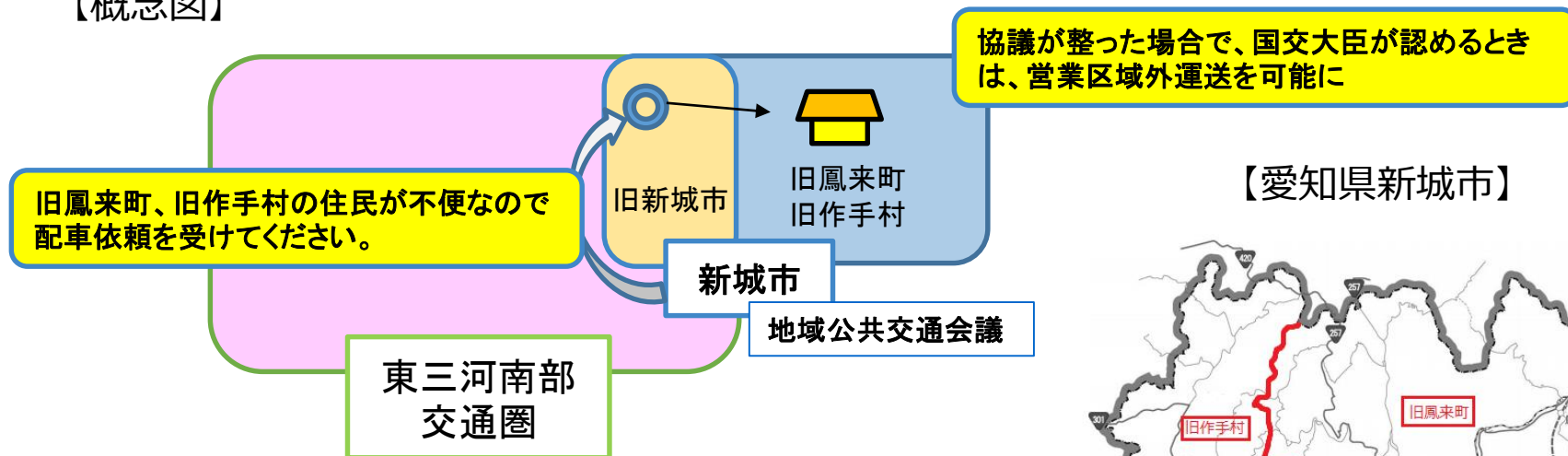


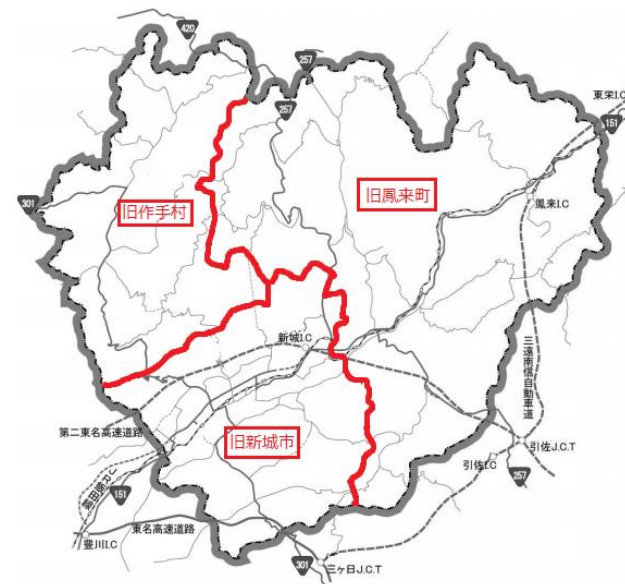
- 営業区域外旅客運送は、道路運送法上禁止されているところ、台風等の災害時や過疎地での夜間対応など、隣接市町村のタクシーの方が近い場合や24時間対応可能な場合など、地域や時間帯によって、営業区域を超えた移動ニーズへの対応が発生。
- 災害時は禁止規定の適用除外とするとともに、受け入れる側の地域において協議が調った場合で、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき、営業区域外旅客運送を可能とする。

【概念図】



東三河交通圏は新城市のうち平成17年10月1日に合併された旧南設楽郡鳳来町及び作手村を含まない。

【愛知県新城市】



参照条文(営業区域外旅客運送関係)

●改正道路運送法

(禁止行為)

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。**ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。**

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 **地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。**

●改正道路運送法施行規則

(営業区域外旅客運送の禁止の特例)

第十八条の二 法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合
- 二 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

(法第二十条第二号の関係者)

第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

●地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

[別紙]地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン

3. 協議を行うに当たっての具体的指針

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項

既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等を協議事項とすることができる。なお、法第20条第2号の協議を行う場合には、次の事項について協議するものとする。

- ① 営業区域外旅客運送の必要性
- ② 営業区域外旅客運送の対象となる地域
- ③ 営業区域外旅客運送を行う事業者
- ④ 営業区域外旅客運送を行う期間
- ⑤ その他必要な事項